

20歳になったら国民年金

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、
国民年金に加入しなければならないことを知っていますか？

被保険者は3種類

第1号被保険者

20歳以上60歳未満の学生、農業者、自営業者、フリーターなど

第2号被保険者

サラリーマン、OLなど(厚生年金や共済組合の加入者)

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

加入の手続き

20歳になる日の属する月の初旬に中村年金事務所から勧奨用の書類が送付されるので、必要事項を記入の上、返送してください。

後日、年金手帳と納付書が送付されるので、保険料の納付を忘れずにお願いします。

年金手帳は「一人に一手帳」です。20歳で国民年金に加入して受け取った年金手帳は、一生にわたり使用されるものですから、大切に保管してください。

保険料の免除(納付猶予)制度

●学生納付特例制度

親の負担が過大にならないように、学生本人の前年の所得金額が118万円以下であるときは、保険料の納付が猶予される制度があります。

●納付猶予制度

所得が少ない50歳未満(学生を除く)の方が、将来年金を受け取ることができなくなることを防止するため、保険料の納付が猶予される制度があります。

※学生納付特例期間や納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※学生納付特例期間中や納付猶予期間中に障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。ただし、不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取れない場合があります。

平成28年度の保険料額

定額保険料(加入者一律) 月額16,260円

第1号被保険者は、日本年金機構が発行する納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めていただきます。また、預金口座からの口座振替やクレジットカード支払いの方法もあります。

問合せ先 中村年金事務所 ☎(453)7200
役場 住民課 内線121